

勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年石川県条例第30号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成17年石川県条例第9号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する条例の改正

期末手当について

(1) 令和2年12月期の支給割合

- ア イ以外の職員（再任用職員を除く。）
期末手当の支給割合を1.25月分とすること。
- イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）
期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

- ア イ以外の職員（再任用職員を除く。）
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。
- イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

期末手当について

(1) 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)及び2の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。